

## 報告第1号

### 専決処分した事件の報告について

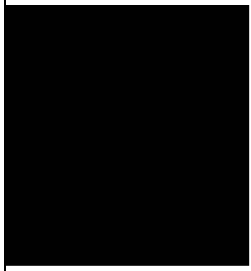
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成18年2月22日

提出者 足立区長 鈴木恒年

### 損害賠償額決定調書

| 専決処分年月日     | 決定額      | 相手方 | 事件の概要  |
|-------------|----------|-----|--|
| 平成17年6月22日  | 384,752円 |     | 平成17年5月26日、東京都足立区先道路（幅員3.2メートル）を走行中のごみ収集車が、対向車両を避けるため道路に接する民地（駐車場）に入り、対向車両の通過の後同地を離れる際、相手方所有のブロック塀に接触し、損害を与えた。 |
| 平成17年11月18日 | 68,387円  |     | 平成17年10月8日、東京都足立区東和二丁目12番17号のマンションから排出された粗大ごみ（ベッド）の収集作業をしていたところ、収集車からベッド                                       |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  |  | <p>の敷板が落下し、跳ね上がった敷板が、収集車脇を通過した相手方車両の後部に当たり、損害を与えた。</p> |
|--|---|--|